さ情審査答申第230号 令和5年2月24日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会 会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年6月14日付けで貴職から受けた、「生活福祉課が保有するプロポーザル方式による委託業者の選定に関する行政情報及び同契約書(平成27年度契約分)」(以下「本件対象行政情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年3月30日付け保福生第3726号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市 条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政 情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、審査請求人 の求める行政情報の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によれば以下のとおりである。

- (1) 本件不開示情報は条例第7条第2号及び第5号に該当しない。不開示理由の不立証。
- (2) 会場定員、開催曜日及び開催時間については、それらを公開しても個人を特定することにはつながらず、条例第7条第5号に該当しない。
- (3) ファイルサーバーの構造については、たとえ場所が開示されたとしても通常はアクセスできるものではないため、条例第7条第5号に該当し

ない。

(4) 業務従事者の役割については、それを公開しても個人を特定することにはつながらず、条例第7条第2条には該当せず、拡大解釈を行っている。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 本開示請求に係る行政情報について、「①平成26年12月19日付け決裁「保福保第2189号」『契約事務審査依頼について(平成27年度当初契約分)』のうち、さいたま市生活保護等就労支援業務及びさいたま市生活困窮者学習支援業務に係る部分」の外23件を特定した。なお、特定した行政情報のうち、学習支援教室の開催場所(施設名称及び所在地)、会場定員、開催曜日及び開催時間、ファイルサーバーの構造が含まれる部分等を、条例第7条第5号に該当するため開示しない部分とした。また、業務従事(予定)者の職種・職務、氏名、経歴、資格、略歴、担当業務及び就業場所等を条例第7条第2号に該当する部分として開示しない部分とした。
- 2 今回開示請求のあった、プロポーザル方式による委託業者の選定を行っ た事業は、「さいたま市生活保護等就労支援業務」及び「さいたま市生活困 窮者学習支援業務」の2件である。「さいたま市生活保護等就労支援業務」 は、以前より生活保護受給世帯に対して実施していた就労支援事業に、平成 27年4月から施行された生活困窮者自立支援法により支援対象になる生 活困窮者を新たに加えたもので、就労支援を行う専門員が相談等の支援を 実施する他、就労意欲が減退している生活保護受給世帯等の意欲喚起を行 う就労準備支援事業や求人開拓事業を実施するものである。また、「さいた ま市生活困窮者学習支援業務」は、生活保護受給世帯の子どもを対象に実施 していた学習支援事業に、平成27年4月から生活保護受給世帯以外の生 活困窮世帯の子どもを対象として加えたもので、基礎学力の向上や人間関 係の構築を図る等の支援を学習支援員が実施することで、生活困窮世帯に 生じる貧困の連鎖を防ぎ、子どもの健全育成を図ることを目的としたもの である。いずれも、事業の運営にあたり、アイデアや工夫を持ったより多く の事業者に提案内容を競わせたいと考え、プロポーザル方式としたもので ある。
- 3 今回、開示請求があった文書のうち、学習支援教室の開催場所(施設名称及び所在地)を含め、会場定員、開催曜日及び開催時間については開示しない部分としている。学習支援教室の対象者は生活保護受給世帯や生活が困窮している世帯の子どもであり、特定の世帯の子どもを対象としている。

生活保護を受給していること、あるいは生活が困窮していることは、利用者の同級生やその保護者を含めて他人には知られたくない情報であり、利用者のプライバシーを委託者は守らなければならない。そのため、開催場所 (施設名称や所在地) が分からなくとも、それぞれの会場定員が分かれば会場の規模が推測できること、開催曜日及び開催時間が分かれば、会場の規模の推測と併せて会場の特定に繋がっていくおそれが考えられる。

また、近年の情報化社会の進展によって、これらの断片的な情報の組み合わせによって推測された情報がネット上で公開されて拡散し、大勢の目に触れることで場所の特定に結び付く、あるいは誤って場所が特定される可能性も考えられる。それによって利用者のプライバシーが損なわれることや、学習支援教室の信頼を損なわせてしまうこと、あるいは学習支援教室を安全に利用することができなくなってしまう可能性により、学習支援教室の利用をためらわせてしまう可能性もある。そのため、事業が本来の役割を損なうとともに、適正な遂行に支障を来たすことが想定されることから、条例第7条第5号により開示しない部分としたものである。

- 4 ファイルサーバーの構造については、当該情報が含まれるファイルサーバーは、市の他の部署においてもアクセスのできない部分であり、当該ファイルサーバーの構成が分かることで、外部から不正にアクセスが行われた場合に文書の保存場所が容易に特定できることになり、当市の情報セキュリティに支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第5号により開示しない部分とした。
- 5 イ、業務従事(予定)者の役割については、「業務の実施体制調書」に含まれるものであり、他に記載されている氏名・年齢・所属、実務経験年数・資格、担当する業務分野・内容と同じく、一体として個人を識別することができる情報であり、断片でも公開されることにより特定の個人の識別に繋がる可能性があることから、条例第7条第2号により開示しない部分としたものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年3月4日に行政情報開示 請求を行った「生活福祉課が保有するプロポーザル方式による委託業者の 選定に関する行政情報及び同契約書(平成27年度契約分)」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、該当する24件の文書を特定し、条例第7条第2号及び第5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を 行ったところ、審査請求人は、会場定員、開催曜日、開催時間、ファイルサ ーバーの構造、業務従事(予定)者の役割については、条例第7条第2号及び第5号に該当しないと主張し、本件処分の取消しと前記項目の開示を求めて審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

審査請求人が主張する審査請求の理由は、不開示とした項目が、不開示理由に該当しないというものである。したがって、以下、それぞれ検討する。

(1) 会場定員、開催曜日及び開催時間について

会場定員が分かれば、開催場所(施設名称や所在地)が分からなくとも、会場の規模が推測でき、開催曜日及び開催時間が分かれば、会場規模の推測と併せ、会場の特定につながる恐れがあると考えられる。学習支援教室の対象者は、生活保護受給世帯や生活が困窮している世帯の子どもであり、生活保護を受給していること、あるいは生活が困窮していることは、利用者の同級生やその保護者を含め他人には知られたくない情報であり、委託者は利用者のプライバシーを守らなければならない。もし、利用者のプライバシーが損なわれるような事態が生じると、学習支援教室への信頼が損なわれ、また、学習支援教室を安全に利用することができなくなる可能性により学習支援教室の利用をためらわせてしまうことがあるとすれば、事業本来の役割を損なうとともに、適正な事業の遂行に支障をきたすといえ、条例第7条第5号により、不開示とした点は妥当である。

(2) ファイルサーバーの構造について

ファイルサーバーの構成が分かることで、外部から不正にアクセスが 行われた場合に文書の保存場所を容易に特定できることになり、市の情報セキュリティに支障を及ぼす恐れがあることから、条例第7条第5号 により、不開示とした点は妥当である。

(3) 業務従事(予定)者の役割について

業務従事(予定)者の役割については、「業務の実施体制調書」に含まれるものであり、他に記載されている氏名・年齢・所属、実務経験年数・資格、担当する業務分野・内容と同じく、一体として個人を識別することができる情報であり、その一部でも公開されることにより特定の個人の識別につながる可能性があることから、条例第7条第2号により、不開示とした点は妥当である。

以上により、実施機関が行った本件処分は妥当である。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので当審査会は前 記第1のとおり、答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

1	平成2	8年	6月14日	諮問の受理(諮問第425号)
2	令和	4年	9月15日	審議
3	令和	4年1	1月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
4	令和	5年	2月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏 名	備考
会 長	池上純一	大学名誉教授
委 員	伊藤 一枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)